

令和5年度 9月只見町農業委員会定例総会議事録	
日 時	令和5年9月21日（木）午後1時30分開会 午後15時00分閉会
場 所	只見町町下庁舎2階応接室
出席委員	1番：渡部周一郎、2番：三瓶新一郎、3番：目黒美樹、6番：渡部理一 10番：小沼一弘、11番：飯塚 春夫 【合計 6名】
欠席委員	4番：佐藤泉太、5番：吉津榮一、7番：齋藤 智、8番：星 和榮 9番：山内征久 【合計 5名】
事 務 局	事務局長 岩渕秀一
議 題	【議案第15号】農地法第3条の規定による許可申請について 【議案第16号】農地法第5条の規定による許可申請について 【議案第17号】農用地利用集積計画について 【協議報告事項】 (1) 電気事業者による農地への電気工作物増設事業計画の届出について (2) 「本県農業の発展に向けた要請」に関する組織検討について (3) 目標地図案作成に係る意向調査回収状況について (4) 一般社団法人福島県農業会議行事予定について (5) その他
議事録署名	6番：渡部理一 10番：小沼一弘
会議の概要	
	開会前に岩渕事務局長より配布資料の確認を行う。
会長	本日の出席委員数及び届出欠席委員数を報告し全委員の2分の1以上の出席を認め、本会が成立したことを報告します。 それでは、定例総会の提出議案に入る前に議事録署名人を慣例により私から指名したいと思います。6番委員渡部理一さんと10番委員の小沼一弘さんにお願いします。
渡部理一 小沼一弘	(了承)
会長	はい、それでは議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局より説明をお願い致します。
事務局長	それでは議案書3ページをご覧ください。議案第15号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。申請は2件です。 場所及び利用状況については別紙提出議案資料の2ページが位置図でございます。3ページは現地調査の写真です。なお、調査報告については4ページでございますので、担当の農業委員より報告願います。
三瓶委員	9月10日に譲受人の馬場さんの立会いで現地確認を行い、地目は畑で馬場さんが新規に野菜を栽培する計画であり、特に問題なく許可相当と報告した。
事務局長	2件目ですが、場所及び利用状況については別紙提出議案資料の5ページが位置図でございます。6ページは現地調査の写真です。なお、調査報告については7ページでございますので、担当の農業委員より報告願います。

小沼委員	9月13日に推進委員の新國さんと事務局立会いで現地確認を行い、地目は畑ですが新規に野菜を栽培する計画であり、昨年隣接する住宅を購入し取得後畑として利用していくことを聞いており、特に問題なく許可相当と報告した。
会長	只今、事務局及び担当委員の説明が終わりました。 この議案について意見のある方、挙手をお願いします。 意見がないようでしたら、議案第15号の案件を承認するに賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
会長	全会一致により、議案第15号は原案のとおり承認されました。 続けて、議案第16号の農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局長	それでは議案書4～5ページをご覧ください。申請は2件です。（別紙により議案書を説明） 1番の場所については別紙提出議案資料の8ページが位置図でございます。9・10・11ページは現地調査の写真、12ページが計画図、13・14ページが建物立面図です。なお、調査報告については15ページからで17・18ページが農業委員会の意見書を記載してございますので、担当の農業委員より報告願います。
小沼委員	9月13日に推進委員の新國さんと事務局立会いで現地確認を行いました、場所は只見字新町で電発事務所の東側のエリアで、一部畑として利用している人がいる者のほとんどの農地が遊休農地であり市街地化の傾向が著しい場所であり、4階建てについては周囲との環境から今後会社と協議していくつもりであり、農地転用については土地所有者等からも同意があるようで意見書のとおり特に問題なしと報告した。
会長	はい、事務局の説明が終りました。質疑に入ります、何か質問等はありませんか。
全委員	ありません。
事務局長	2番の場所については別紙提出議案資料の21ページが位置図でございます。22・23ページは現地調査の写真、24ページが計画図、25ページが平面図、26ページが道路横断図です。なお、調査報告については27ページからで28・29ページが農業委員会の意見書を記載しておりますので、担当の農業委員より報告願う所ですが本日都合により欠席で新國推進委員も出席できない旨報告を受けておりますので、事務局より説明いたします。 9月13日に佐藤委員と新國推進委員と現地調査を行いました。場所は入叶津公民館の道路を挟んだ斜め向かい、国道289号の道路改良に伴う住宅地提供者で一部貸付し野菜を作付けしているが同意は受けしており特に問題はなく、早期改良工事推進並びに集落機能維持等として、町が取得し土地造成するもので、その後県の用地買収後に移転希望者（3名）に売却予定である。周辺の農地への影響もないことから許可相当と認められる。
会長	はい、事務局の説明が終りました。質疑に入ります、何か質問等はありませんか。
会長	意見がないようでしたら、議案第16号の案件を承認するに賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
会長	全会一致により、議案第16号は原案のとおり承認されました。 続けて、議案第17号農地利用集積計画について、を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局長	議案第17号農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。議案書6ページをご覧ください。町長に対しまして、農用地利用集積計画を定めるべき内容としたとして、利用権設定の実施が必要と認められるものを、基盤強化法に基づき要請するものです。総筆数は4筆、

	<p>設定面積が 3,647 平米ということになっております。本日の提出ということで農業委員会長名となっております。</p> <p>議案資料 32 ページに公告の通知となっており、公告日は 9 月 29 日、33 ページは計画書の鏡となっており、34 ページに詳細が記載されております。只見地区と杉沢地区の相対での利用権設定契約となっております。</p>
会長	はい、事務局の説明が終りました。質疑に入ります、何か質問等はありませんか。
全委員	(なし)
会長	意見がないようでしたら、議案第 17 号の案件を承認するに賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
会長	全会一致により、議案第 17 号は原案のとおり承認されました。 本日の提出議案は以上です。統いて、協議報告事項に入ります。事務局お願いします。
事務局長	<p>(1) 電気事業者による農地への電気工作物増設事業計画書の届出について NTT ドコモさんより 5G のアンテナ増設のため農地転用するもので、場所が別紙位置図のとおり黒谷コスモスタンドの裏手付近と二軒在家九々生地区の既存のアンテナに隣接する農地の転用であります。法第 5 条第 1 項第 6 号による認定電気通信事業者による転用であって許可不要案件であります。しかしながら事業者は用地取得前に事業計画を県と調整することとされており、今回県より調整結果報告が送付されましたので報告いたします。</p> <p>(2) 「本県農業の発展に向けた要請」に関する組織検討について 今年 6 月定例会で皆様より意見集約した結果を県農業会議で別紙のとおり素案を集約しましたので、ご確認いただき意見のある方いらっしゃいましたら、よろしくお願いします。(全委員原案通り異議なし)</p> <p>(3) 目標地図素案作成に係る意向調査回収状況について 別紙集落ごとにまとめて一覧表にまとめました。回収率は 1,800 通送付に対し 368 通の回答で 20% でございます。委員の皆様については、未回収者で自宅におられる方に対し戸別訪問で回収をお願いしたい。</p> <p>(会長より) 回答を出している人が、回答されていないことになっているが、どうゆうことか (事務局) 死亡や住所が変更されていたり、ホームや入院中の場合は郵便で戻ってきてている再度確認することにしたい。 (渡部委員より) 未回答の人が、かなりいるみたいだが、おしらせ版で再度提出の広報をしてはどうか? 今までは、訪問するのが大変だ。 (事務局) 来週のおしらせ版で、広報したい。 (会長) よろしくお願いします。</p> <p>(4) 一般社団法人福島県農業会議行事予定について 特に 11 月 9 日(木)～10 日(金)は、恒例の県下農業委員会大会及び独自の視察研修会を予定しています。当初は新潟県方面で予算化はしていますが、皆さまど</p>

	<p>ういった所に研修に行きたいと考えますか?</p> <p>(委員) やはり、地域計画作成の中で「タブレット」を積極的に活用している農業委員会へ研修してはどうか?</p> <p>(事務局) わかりました、時間もないで事務局で会長と相談しながら、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(全委員) よろしい</p> <p>(5) その他 特になし</p>
会長	それでは、すべての議案、報告事項が終わりましたので、これで 9 月の定例総会を閉会いたします。ありがとうございました。

只見町農業委員会長 飯塚 春夫 様

この議事録は、会議内容と相違ないことを認め署名する。

令和 5 年 11 月 24 日

議事録署名人 渡部理一

議事録署名人 小 返一